

# 医業トピックスQA

## 今月の院長先生からの質問



**Q** 医院の案内パンフレットを作りたいと思っています。患者さんを引きつけるようなパンフレットを作りたいと思っていますが、医療広告の規制にかからない程度で、どのような表現まで認められますか？

**A** 医療の広告に関しては、厚生労働省の作成した医療広告のガイドラインに詳しく定義されており、そこには広告、非広告の種類まで分類されています。

例えば、ガイドラインQ&Aには、「無料で健康診断を実施する旨の広告は可能である」とあり、チラシで使う表現方法でも、「〇〇のような症状にお悩みではありませんか？」、「早めの相談をお勧めします」といった、患者様へ過度な期待を持たせず医院へ誘導できるような、提案程度の表現までは認められていますので、活用していただければと思います。

ただし、自由診療の広告に関しては、ガイドライン第 3-5 (11)ーアー④にルールが定められており、「保険が使えない事の明記」、「費用の明記」が必要になってきます。つまり、「全額自己負担」である旨を表示すれば広告は可能ということになります。しかし、注意事項が同アー⑤に定められており、「薬事法の承認又は認証を得た医薬品又は医療機器～中略～は広告可能」とあり、逆にそうでないものは広告出来ないということです。

ただし、これは医療行為を制限しているものではなく、例えば薬事法の承認又は認証を受けていない医療機器等の使用を制限しているものではありませんので注意して下さい。

## 今月の時事ニュース

### 「専門医制度に『総合医』の位置づけを」 ～厚労省検討会～

「専門医の在り方に関する検討会」は、臓器・疾患を問わず幅広く患者に対応できる『総合医』を巡り関係団体から聞き取りを行った結果、新たな専門医制度に『総合医』を組み込み普及を図るよう提言した。『総合医』は、臓器・疾病ごとの専門医と比し、複数の臓器への有疾病患者に対して効率的な診察が可能であり有効活用する為には、重症患者を適切な時期に専門医に紹介可能な医療体制の構築が望ましいとした。一方で、『総合医』を確立させる障壁として教育体制の不備や、医療界・患者から軽々に見られがちな『総合医』の存在価値を指摘した。『総合医』の普及には、国の医療体制の将来像の中に『総合医』を明確に位置付け、制度での裏付けも必要であるとした。また、学識者からは、高齢者の心身を総合的に診る医師不足と単科では対応困難な症例の増加等があるとした。席上では、専門医制度に『総合医』を位置づける事に異論は無く現制度上での位置付けが論点となった。議論を経た結果、『総合医』から循環器や血液等の自分が強いサブスペシャリティに進むことが出来るものとした。『総合医』を基本領域の一つにすべきとの意見が大多数を占め当検討会は閉会した。